

保護預り規定（セーフティバッグ）

株式会社山梨中央銀行
(2022年10月1日現在)

1. (セーフティバッグの使用)

保管物は当行所定のセーフティバッグに収納したうえ預けてください。

2. (保管物の範囲)

- セーフティバッグには、次に掲げるものを収納することができます。
 - 公社債券、株券その他の有価証券
 - 預金通帳・証書、契約証書、権利証その他の重要書類
 - 貴金属、宝石その他の貴重品
 - 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは収納をお断りすることがあります。

3. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から1年後の応答日の属する月の末日までとし、契約期間満了日までに預け主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4. (手数料)

- この保護預りの手数料は、契約日の属する月を1か月として、その月の分から当行所定の手数料1か月分を後払いするものとし、翌月10日（休日の場合は翌営業日）に預け主が指定した預金口座から、預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。振替日において指定預金口座の残高が手数料の金額に満たないときは、ただちに入金してください。この場合、当行は振替日以外であってもこの口座振替の方法で自動引き落としすることができるものとします。
- 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。この場合には、当行所定の方法により、事前に預け主に通知します。
- 契約期間中に解約があった場合は、解約時に解約日の属する月を1か月として、その月の分の当行所定の手数料を支払ってください。

5. (鍵の保管)

セーフティバッグに付属する鍵正副2個のうち、正鍵は預け主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ預け主が届出の印章により封印し、当行が保管します。

6. (セーフティバッグの受け渡し等)

- セーフティバッグの受け渡しを請求するときは、預け主または預け主があらかじめ届出た代理人（以下「代理人」といいます）が当行所定の依頼書に届出の印章により記名押印してセーフティバッグ保護預り証書とともに提出してください。
- セーフティバッグの受け渡しまたは保管の依頼をするときは、セーフティバッグが施錠されていることを確認してください。
- セーフティバッグの開錠は、正鍵を使用して行ってください。
- 保管物の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。また、セーフティバッグは、その場所以外へは持たさないでください。

7. (届出内容の変更等)

- セーフティバッグ保護預り証書や印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、代理人、住所、取引を行う目的、職業、法人の場合における代表者の役職、住所、氏名および事業の内容、25%超の議決権をお持ちの方等の住所、氏名もしくは名称、その他の届出内容に変更があったときは、直ちに書面その他当行所定の方法によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。正鍵を失ったとき、もしくはき損したときも同様とします。
- 届出のあった氏名もしくは名称、住所にあてて当行が通知または書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. (証書、印章、鍵の喪失時等の取扱い)

- セーフティバッグ保護預り証書、印章または正鍵を失った場合のセーフティバッグの受け渡しは、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。

9. (セーフティバッグ等の変更)

前条第2項の場合またはセーフティバッグ（錠前を含む）のき損・不調等が生じた場合に、当行がセーフティバッグまたはその錠前の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

10. (成年後見人等の届出)

- 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。預け主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。
- すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)または(2)と同様に書面によって届出てください。
- 前記(1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に書面によって届出てください。
- 前記(1)から(4)の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (印鑑照合等)

セーフティバッグ開封、依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてセーフティバッグの受け渡しその他の取扱いをしましたうえは、そ

これらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

12. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変、その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、セーフティバッグの受け渡しに直ちには応じられない場合であっても、このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による保管物の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

13. (反社会的勢力との取引拒絶)

このセーフティバッグは、第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第14条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこのセーフティバッグの使用申込をお断りするものとします。

14. (解約等)

- (1) この契約は、預け主または代理人の申出によりいつでも解約することができます。この場合、裏面の受取欄に署名捺印のうえこの証書を提出してください。また、セーフティバッグおよび正鍵は直ちに返却してください。なお、セーフティバッグ保護預り証書、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをとってください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。なお、後記②の預け主について相続の開始があったときの解約の通知は、届出のあった住所・預け主名(被相続人名)宛に行います。
 - ① 預け主が手数料を支払わないとき
 - ② 預け主について相続の開始があったとき
 - ③ 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 預け主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ 法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ⑦ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が契約を解約する必要があると判断したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預け主との取引を継続することが不適切であると当行が判断する場合には、当行はこのセーフティバッグの利用を停止し、または解約の通知をすることによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえセーフティバッグを明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① セーフティバッグ使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預け主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預け主または代理人が、自らまたは第三者を利用して、次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (4) 前3項によるセーフティバッグの返却、正鍵の返却等の手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの手数料相当額を支払ってください。

なお、当行はこの遅延損害金を返却の日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項によるセーフティバッグの返却、正鍵の返却等の手続が3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用してセーフティバッグを開錠のうえ、保管物を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行はセーフティバッグの開錠に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は預け主の負担とします。
- (6) 手数料、遅延損害金その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求があり次第支払ってください。

15. (保管物の一時引き取り等)

- (1) セーフティバッグの保管施設の修繕または移転その他やむを得ない事由により、当行が保管物の一時引き取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (2) 前項の事由が生じたときは、当行は預け主にあらかじめ通知することにより当行の本支店または当行が相当と認める第三者にセーフティバッグの保管を委託することができるものとします。

16. (緊急措置)

法令の定めるところにより保管物の開示もしくは引き渡しを求められたとき、または店舗の火災、保管物の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用してセーフティバッグを開錠し、その他臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

17. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この契約による受け渡し請求権等の預け主の権利は譲渡または質入れすることはできません。
- (2) この証書、セーフティバッグおよび鍵は譲渡、質入れまたは転貸することはできません。

18. (代理人)

この契約に関する代理人の権限は、預け主について相続の開始があった後も消滅せず、この契約が解約されるまで存続するものとします。

19. (保証人)

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について預け主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

20. (個人情報の取扱い)

個人情報の取扱いについては、預け主に明示するとともに、セーフティバッグ業務以外の目的で利用いたしません。

21. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上